

制限内容

(1) 住宅Ⅰ地区における制限内容 〈第1種低層住居専用地域〉

建築物の用途の制限について

次のものは、建築することができません。

- 長屋住宅及び重ね建て住宅
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 高等学校
- 図書館、博物館その他これらに類するもののうち、近隣住民を対象とした公民館及び集会所以外のもの
- 公衆浴場
- 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 老人福祉センター

建築物の敷地面積の最低限度について

200㎡

建築物の壁面位置の制限について

- 地区計画区域図（P2）に示す赤線の部分について、道路境界線から2m以上の距離があること（自動車車庫を除く）

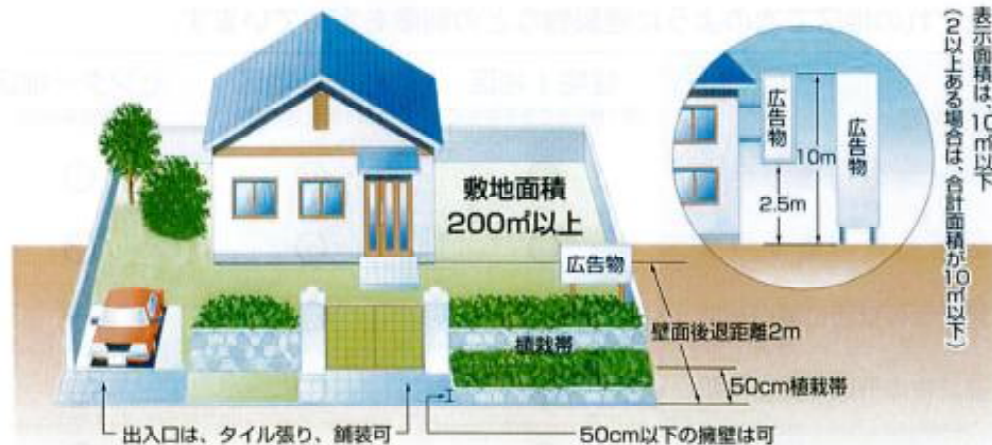
建築物などの形態意匠の制限について

広告物を設置する際は、次のものについてのみ設置できます。

- 屋上、屋根以外に設置する広告物で表示面積が10㎡以下のもの
- 広告塔、立看板などで地盤から上端までの高さが10m以下のもの
- 外壁から突出する広告物で、その高さが下端2.5m以上、上端10m以下のもの

かき、さくの制限について

- かき、さく、擁壁及び自動車車庫のうち、道路に面する側に設置するものについては、道路境界との間に幅50cm以上の植栽帯を設けること



※地区計画区域図（P2）に示す赤線の部分の壁面後退距離は2m、その他は1m（車庫を除く）

(2) 住宅Ⅱ地区における制限内容 〈第1種住居地域〉

建築物の用途の制限について

次のものは、建築することができません。

- ホテル、旅館
- ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校
- 大学校、高等専門学校、専修学校など
- 畜舎
- 図書館、博物館など
- 公衆浴場
- 店舗及び飲食店、事務所などで床面積が1,500㎡を超えるもの
- 自動車教習所
- 工場（一部除く）

建築物の壁面位置の制限について

- 敷地境界線から1m以上の距離があること（自動車車庫を除く）

建築物などの形態意匠の制限について

広告物を設置する際は、次のものについてのみ設置できます。

- 広告物で表示面積が10㎡以下のもの
- 広告塔、立看板などで地盤から上端までの高さが10m以下のもの
- 外壁から突出する広告物で、その高さが下端2.5m以上、上端10m以下のもの

建築物の敷地面積の最低限度について

200㎡

かき、さくの制限について

- かき、さくで道路に面する側に設置する場合は、生垣、木竹製塀、透視可能な鉄柵またはネットフェンスとする



※生垣を支える高さ60cm以下のブロック積擁壁、生垣と併設される透視可能なネット、鉄柵及びネットフェンスを含む

(3) センター地区における制限内容 〈近隣商業地域〉

建築物の用途の制限について

次のものは、建築することができません。

- 一戸建住宅、長屋建住宅
- 1階以下を住居とするもの
- 工場（一部除く）
- マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所など
- ホテル、旅館
- 自動車教習所
- 畜舎
- 店舗、飲食店などで床面積が150㎡以上の場合、床面積50㎡につき1台分の駐車施設を有しないもの

建築物の敷地面積の最低限度について

250㎡

建築物の壁面位置の制限について

- 敷地境界線から1m以上の距離があること（自動車車庫を除く）

かき、さくの制限について

- かき、さくで道路に面する側に設置する場合は、生垣、木竹製塀、透視可能な鉄柵またはネットフェンスとする



※生垣を支える高さ60cm以下のブロック積擁壁、生垣と併設される透視可能なネット、鉄柵及びネットフェンスを含む